

永平寺町個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和3年12月16日

福井県吉田郡永平寺町長 河 合 永 充

永平寺町条例第24号

永平寺町個人情報保護条例の一部を改正する条例

永平寺町個人情報保護条例(平成18年永平寺町条例第9号)の一部を次のように改正する。

第21条の2第2号中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。